

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 安心会

指定居宅介護支援事業所ひばりが丘ふれあいの里

居宅介護支援重要事項説明書

< 2019年10月1日現在 >

1 サービス内容に関する相談、要望、苦情等

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づく各提供サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

居宅介護支援事業所 ひばりが丘ふれあいの里 担当者 伊原 敦子

電話番号 042-452-0650

《東久留米市役所介護福祉課》 電話番号 042-470-7777

《東京都国民健康保険団体連合会》 電話番号 03-6238-0177

(苦情相談専用)

《第三者委員》

ひばりが丘団地自治体 事務局長 井葉様

電話番号 03-3992-6202

《利用者の住所を担当する地域包括支援センター》

中部地域包括支援センター 電話番号 042-451-5121

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ひばりが丘ふれあいの里
所在地	〒203-0022 東京都東久留米市ひばりが丘団地7-10
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都 1374801965号
サービスを提供する地域	東京都 東久留米市、西東京市

※上記地域以外の方でも相談を受けます。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者【兼務】	1名	0名	サービス管理全般	1名
主任介護支援専門員	0名	0名	サービス計画の立案・管理等	1名
介護支援専門員	1名	0名		

(3) 営業時間

月曜～土曜 9:00～18:00	緊急連絡電話 042-452-0650
------------------	---------------------

休日：日曜日、年末年始(12/30～1/3)

3 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援利用料は法定料金に準ずるものであり、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたりについて決められています。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援給付費 要介護1・2 11,309円

要介護3・4・5 14,691円

加算

※初回加算 新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定をうけた場合。 3,210円/月

※入院時情報連携加算 病院又は診療所に入院するに当たって当該利用者の心身の

減算

※運営基準減算

居宅介護支援給付費50%減算

(2) 交通費

前記2(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

- 一 通常の実施地域を超えて、片道10キロ未満 200円
- 二 通常の実施地域を超えて、片道10キロ以上 300円

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません

(4) 支払方法

保険料の滞納等により料金が発生する場合、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。領収書を発行します。

4 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握や分析を行います。
- ② 課題に基づき居宅サービス計画原案を作成し、サービス担当者会議を開催します。
- ③ サービス担当者会議では、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、情報を共有します。
- ④ 毎月のサービス内容については、利用者や家族に確認し、利用票への署名または捺印によって同意とします。
- ⑤ サービス開始後においても、心身や環境の変化に応じた適切なサービスが提供されるよう、定期的に電話連絡や訪問により状況を把握し、居宅サービス計画の変更等を行います。
- ⑥ 更新月や必要時にサービス担当者会議を開催するなどの方法で、担当者からの専門的な意見を求めます。
- ⑦ 介護保険の更新や区分変更申請について、必要な援助を行います。
- ⑧ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに利用者の情報を提供するなどの連携を図ります。
- ⑨ 入院時における医療機関との連携を促進の観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えるよう求めます。また、入院時に医療機関が求める利用者の心身又は生活の状況に関する情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て、医療機関に書面等にて提供します。

(4) 事業所の特徴

- ① 福祉と医療の現場での経験を活かし、専門職としての質の高い対応を心掛けています。

10 事故発生・緊急対応時の対応方法について

当事業所の介護支援専門員が訪問時に、利用者の容態悪化・事故発生等の緊急事態に遭遇した場合には、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により、賠償の対象となる事故が発生した場合には、その賠償を当事業所の加入する損害賠償保険の規定により賠償します。

11 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

